

上下水道料金等の検針および 料金徴収業務担当員のお知らせ

水道、下水道の料金にかかる検針・料金徴収業務を「水 i n g AM株式会社 北海道支店」へ委託しています。各地域の担当員をお知らせします。

津別市街地区および活汲地区	本岐地区
  後藤 寛治さん 若木 直美さん	 内田 憲造さん
豊永および高台の一部、美都、上里地区	相生、大昭、布川地区
  上杉 猛晴さん 平川 伸二さん	 対馬 賢蔵さん

※上杉猛晴さんは、相生地区の一部も担当します。

検針・料金徴収員の担当地区については、4月1日現在の大きな区域です。

各検針・徴収員は身分証明書を携帯しています。不明な点がありましたら下記までご連絡ください。

問い合わせ先

建設課水道係
☎ 77 - 8389

委託先
水 i n g AM株式会社北海道支店
津別管理事務所（下水道管理センター内）
☎ 76 - 2848

山火事は起こさない！

春先のこの時期は空気が乾燥し、山火事が発生しやすい季節です。ちょっとした不注意で、大切な緑や森林財産が失われてしまいます。火の取り扱いには細心の注意を払いましょう。

《火入れについて》

- 森林法に基づく火入れは、6月30日まで許可されません。
- ごみ焼きは、法律により禁止されています。
- 畑の野焼きは、法律に定められている農家でのアスパラの殻など農作物の残り物を焼却すること以外は認められません。

《火入れの許可》

火入れや野焼きをする場合は、許可が必要です。実施日の2日前までに町長に届け出てください。
林政係 18番窓口
☎ 77-8386

《入林の手続き》

山菜採りなどで森林に入る時のルールを守ってください。

一般の森林

所有者に必ず断ってから入林しましょう。

国有林

網走南部森林管理署で許可を受けてください。
☎ 0152-62-2211

道有林

5月31日まで一般の方の入林は出来ません。6月から入林を希望する場合は、オホーツク総合振興局東部森林室へお問い合わせください。
☎ 0157-24-6276

町有林

山菜採りなど、一般の方の入林は出来ません。

伐採および伐採後の造林の届出制度について

自分の山林であっても森林を伐採する際には、事前に町に届け出ることが森林法で義務付けられています。伐採する際には、面積や本数に関わらず「伐採および伐採後の造林の届出書」を事前に役場に提出することが必要です。

届け出の対象となる森林

- 地域森林計画の対象民有林
- ※登記上「山林」ではない場合や、現地が山林でない場合でも対象区域となっていることがありますので、お問い合わせください。

届出の時期

- 伐採および伐採後の造林の届出書
 - ・伐採を開始する90日～30日前までの間
- 伐採および伐採後の造林に係る森林の状況報告書
 - ・伐採および造林が完了した日、もしくは森林以外の用途転用する場合は伐採が完了した日から30日以内

届出者

- 届出者は「森林所有者」または「実際に伐採・造林を行う者」です。

森林以外の用途転用

- 森林以外への転用を目的とした1ヘクタール未満の伐採も届け出が必要です。
- 例)ソーラーパネル設置、火山灰採取、伐株の除去など
- ※1ヘクタールを超えて転用する場合は、伐採する前に北海道知事の「林地開発許可」が必要となりますので、オホーツク総合振興局産業振興部林務課森林保全係へお問い合わせください。
☎ 0152-41-0651

罰則

- 「伐採および伐採後の造林の届出書」に関するもの
 - ・・・100万円以下の罰金
- 「伐採および伐採後の造林の報告書」に関するもの
 - ・・・30万円以下の罰金

問い合わせ先 林政係 18番窓口 ☎ 77 - 8386

狩猟免許等の取得を支援します

町では、農林業被害の軽減やヒグマによる人的被害の防止を目的に、有害鳥獣の捕獲に係る人材を確保するため、狩猟免許及び猟銃所持許可の取得に要する経費に対して支援をしています。

補助対象者（次の要件をすべて満たす方）

- ①わな猟免許または第一種銃猟免許及び猟銃所持許可を新規に取得した方
- ②町内に住所を有している方
- ③町税を滞納していない方
- ④北海道猟友会津別支部に加入しており、有害鳥獣捕獲に3年以上従事できる方

申請期限

狩猟免許（わな猟免許・第一種銃猟免許）または猟銃所持許可を取得した日のいずれか早い日から1年以内

必要書類

- 狩猟免許の写し
- 猟銃所持許可証の写し
- 補助対象経費の額が確認できる書類の写し（領収書、収入証紙を貼付した申請書等の写し）

補助率

狩猟免許及び猟銃所持許可の取得に要した経費について2分の1以内

補助対象経費

- 狩猟免許予備講習会費用
- 狩猟免許申請手数料
- 猟銃の取扱いに関する講習会手数料
- 射撃教習受講資格認定申請手数料
- 猟銃用火薬類等譲受許可申請手数料
- 射撃教習受講料
- 猟銃所持許可申請手数料
- 医師の診断書料 等

問い合わせ先

林政係 18番窓口
☎ 77-8386